

八戸市学校給食遵守事項共通規格

《全体の共通事項について》

- ・ 食品衛生法、日本農林規格等に関する法律、健康増進法等の諸規制に適合するものであること。
- ・ 食品表示法第 4 条に規定する食品表示基準に即した表示であること。
- ・ 包装資材は、食品衛生法第 18 条に規定する器具又は容器包装の規格、基準に適合したものであること。
- ・ 食品添加物は、製造上不可欠なもの、食品の品質を保持するために必要なもの以外は使用しないこと。
- ・ 段ボール箱、包装用テープ、搬入のため繰り返し使用するケース類は、破損、汚損及び劣化（以下「破損等」）のない完全で清潔であるものを使用すること（生産出荷や流通の段階で使用されるものも含む）。また、納品前には、破損等の有無を必ず確認し適切な状態を保持すること。なお、破損等が判明した場合は、食品包装の破損等による衛生上の異常の有無を必ず確認し、異常があれば交換をした後に納品すること。
- ・ 食品を保護するための緩衝材等として使用する新聞紙等の資材は、その破片が異物混入の原因となる恐れがあるので、できる限り取り除いて納品すること。
- ・ 異味や異臭がなく異物の混入のないもの（付着した害虫も除去すること）。

1. 穀類およびその製品

- ① 乾燥良好で、カビ、昆虫の認められないもの。

2. 豆腐・油揚げ・こんにゃく類

- ① 原料大豆は「遺伝子組み換えでない」こと。

3. 豆 類

- ① 粒ぞろいよく固有の形状色沢を有し、品質が一定しているもの。
- ② 原料大豆は「遺伝子組み換えでない」こと。

4. 油 脂 類

- ① 酸敗、刺激臭、苦味、酸味、その他異味のないもの。
- ② 日本農林規格合格品。
- ③ 容器はさび、傷、打缶のないもの。

5. 砂 糖 類

- ① かたまりの認められないもの。

6. 種 実 類

- ① 乾燥良好でカビ等の認められないもの。

7. 魚介類および練り製品

- ① 鮮度良好で身くずれ、身われの認められないもの。
- ② 固有の色沢を有し弾力性のあるもの。うろこをとること。
- ③ 品質良好で規格（特に切り方）厳守のこと。
- ④ 一容器は数もので一定量詰めとし、その他 20kg 以内に押し付けないように軽く入れ納品すること。（数量明記のこと）
- ⑤ 冷凍品は急速冷凍品であり、バラ凍結であること。
- ⑥ 冷凍認定証マークのあるものが望ましい。

8. 冷凍食品類

- ① 新鮮な材料を使用し十分凍結され、バラ凍結であること。
- ② 身欠けのないもの。きょう雑物、霜を認めないもの。
- ③ パン粉は原則着色されていないものを使用し、均一に付着されていること。ただし、着色している場合は天然系のものとする。
- ④ 製造工場、所在地、製造者名明示のこと。
- ⑤ 1 箱 100 枚程度とし、大きさは均一であること。
- ⑥ ボイル用は耐熱性包装資材を使用し真空パックとする。

9. 獣鳥肉類

- ① 品質良好で規格遵守のこと。
- ② 脂肪は淡白色で肉組織内に点在し、新鮮で弾力性のあること。
- ③ 肉はすべて精選肉であって納入時解凍されていること。
- ④ 納品形態は、10kg をゆとりのある二重のビニール袋に入れ、ダンボール箱詰めとする。また、その際使用するものは全て新品であること。（輪ゴムは使用不可）
- ⑤ 一つの作業工程につき、常に清潔を保つこと。
- ⑥ 納入に際しては、衛生面や鮮度等に対して十分に配慮すること。
- ⑦ 配送車は冷蔵車を使用する。内部温度が 10℃以下であること。

10. 卵 類

- ① 新鮮で、ひび割れ等破損や汚れがないもの。

11. 乳 類

- ① 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づく。
- ② 特有の風味を有しているもの。

12. 野菜類・いも類

- ① 四季を通じ新鮮で病虫害等なく、腐敗、変質していないもの。
- ② 傷物および異物は除く。
- ③ わら、毛、根、枯れ葉、虫食葉は除く。
- ④ 原則として納入容器は一定量とする。
- ⑤ 生鮮品は国産とし、納品書に産地を記入すること。青森県産は市町村名を記入すること。
- ⑥ 輪ゴム使用不可。
- ⑦ 着色不可。

13. 果 実 類

- ① 四季を通じ新鮮で病虫害等なく、腐敗変質していないこと。
- ② 傷物、形の悪いものは除く。
- ③ 風味良好で新鮮なもの。
- ④ 一容器の数量は同じく入れ数は明示すること。

14. き の こ 類

- ① 虫食、腐れ、砕けのないもの、カビや昆虫の認められないもの。
- ② 乾燥良好で固有の香味を有すること。

15. 藻 類

- ① 乾燥良好で固有の香味を有すること。
- ② 新鮮で光沢があること。

16. 缶 詰 類

- ① 容器はさび、変形、傷等のない清潔なもの。
- ② 製造工場、所在地、工場名、原材料名、形状、調理形態、明示のこと。形状の確かなものの。
- ③ 輸入品については原産国名、輸入業者の氏名、名称、住所を明示のこと。
- ④ 品質良好なもので液汁は清澄なもの。
- ⑤ 果実の缶詰については、熟成度の完全なものとする。
- ⑥ 国産のものについては JAS マークの表示があるもの。

17. チーズ・ナッツ・ふりかけ類

- ① 個包装の物資は、1 袋 40 個入れ、一定量箱詰のこと。40 個入れ以外の物資は入札前に申告相談すること。
- ② 品質良好なもの。調味良好なもの。
- ③ 製造工場、所在地、製造者名、原料名、明示のこと。

18. 調味品類・その他の食品類

- ① 品質良好なもの。調味良好なもの。
- ② 製造工場、所在地、製造者名、原料名、明示のこと。

19. 菓子・嗜好飲料類

- ① 個包装の物資は1箱40個入れ。40個入れ以外の物資は入札前に申告相談すること。
- ② 品質良好なもの。調味良好なもの。
- ③ 製造工場、所在地、製造者名、原料名、明示のこと。
- ④ 冷凍品は、食べる時には適度に解凍されていること。
- ⑤ 学配は決められた時間に各学校に配送すること。